

丹後・安房二国設置について

丸 茂 武 重

七一三年（和銅六年）丹波国の四郡を割いて奥丹後半島に丹後国が設置された。丹後に対して丹波を丹波前国と称したことは七二六年（神龜三年）の「山背国愛宕郡出雲郷雲下里計帳」に『丹波前国多貴郡』とある。丹波は且波ともかかれている。明日香養護学校出土木簡に『丹波国多貴評』とある。

七一八年（養老二年）上総国の四郡を割いて安房国が設置され、七二四年（神龜元年）以降、関東地方を坂東八国と称した。

丹波国の面積は一・二・五方里であるのに対して丹後国は三・一・二方里、上総国は一・四・四方里であるのに対して安房国は三・五方里である。この二国が分離されて一つの令制国として設置されたのは何故であろうかが研究課題である。丹後国が属する山陰道、安房国が入る坂東八国の面積を示したものが、表1、表2である。

島弧である日本列島は水平肢節に富み、丹後・安房二国のほか表3に示すいわゆる半島国があった。

表1 山陰道の国別面積と田積

	方里	田積町
丹波国	一一二・五	一〇・六六六
丹後国	三一・二	四・七五六
但馬国	一三八・六	七・五五五
因幡国	四九・三	七・九一四
伯耆国	一〇七・〇	八・一六一
出雲国	一七〇・四	九・四三三
石見国	二三二・三	四・八八四
隠岐国	二二・三	五八五

表2 坂東八国の国別面積と田積

	方里	田積町
相模国	一一六・〇	一一・二三六
武蔵国	四〇八・二	三五・五七四
下総国	一八四・六	二六・四三二
上総国	一四一・四	二二・八四六
安房国	三五・〇	四・三三五
常陸国	三三〇・〇	四〇・〇九二
上野国	五〇九・五	三〇・九三七
下野国	四一九・一	三〇・一五五

奥丹後半島

丹後国は丹後山地を主体とし、舞福山地の一部が入っている。

△丹後山地は若丹山地、摂丹山地の北西にあり、奥丹後半島とその付近の山地をふくむ。大江山（八三三三m）三岳山（八三九m）を最高とした山地で主として花崗岩よりなり（略）郷村および山田の両断層にほとんど平行なる断層構造があつて多数の地塊に分れていると考えられる（文献1）。

丹後山地に関しては次のように説かれている（文献2）。

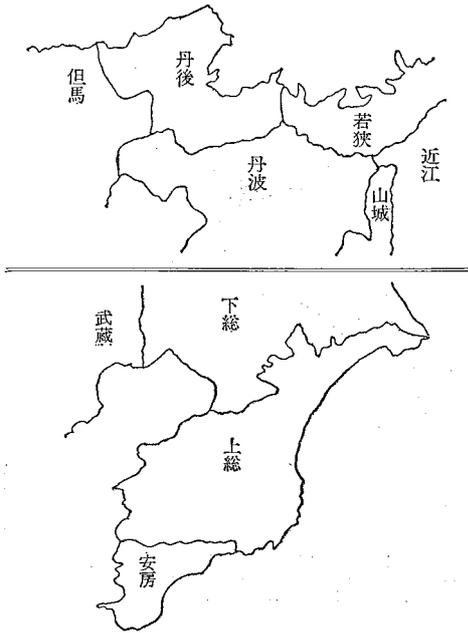
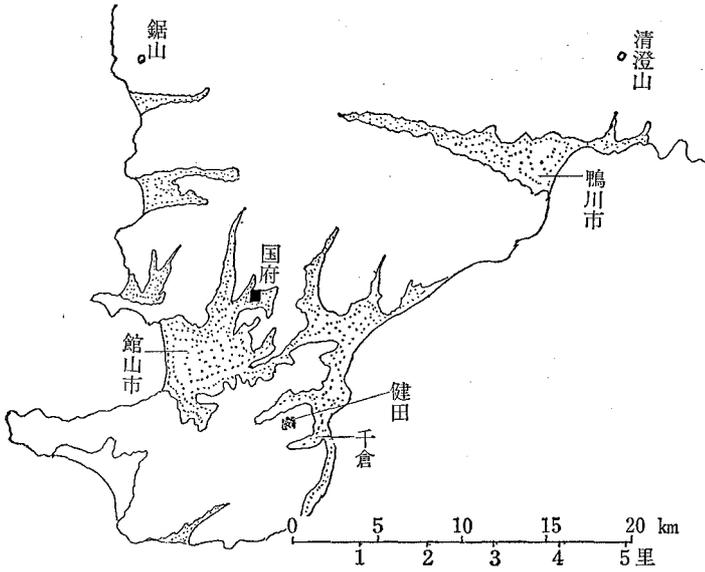


表3

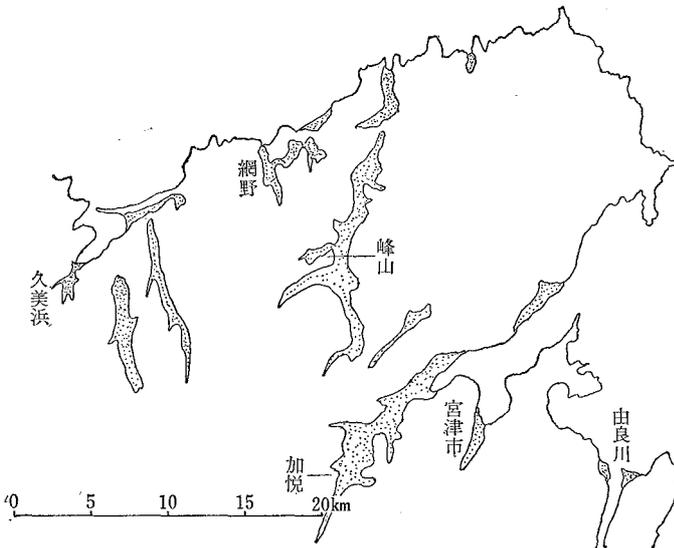
道	東海	北陸	西海	国	方里	田積(町)
	志摩	伊豆	能登	大隅	薩摩	
	一四・四	一〇四・七	一二三・〇	三〇六・三	二六二・八	
	一二四	二二一・〇	八二〇・五	四・八〇〇	四・八〇〇	

- 1 丹後山地は由良川河口から大江山西縁を結ぶ線と、円山川の間に北東から西南に広がり奥丹後半島の骨組となっている。
 - 2 山地標高は四〇〇—六〇〇の山頂や山腹に緩斜面や小起伏面の地形を残し丹波平原に対比される。
 - 3 丹後山地のなかに、峰山・加悦・網野・久美浜などの小盆地がある。
 - 4 奥丹後半島の付け根を北西—南東に延びる竹野川によって排水され、河岸段丘がある。
 - 5 奥丹後半島の海岸、大江山の東西両側には小起伏面を切る断層地形がある。
- 奥丹後半島、房総半島南部には海成段丘が発達しているが、奥丹後半島はB様式、房総半島南部はD様式である。B様式とは、旧汀線高度が不連続的に変化し断層で壊されているものであり、D様式とは岬の先端でもっとも高く、内陸に向かって著しい傾動を示しているものである(文献3)。

安房国



丹後国



文献1 地形区・岩波講座・地理篇(昭和九年刊)

文献2 日本地誌十四巻京都府(一九七三年二宮書店刊)

文献3 太田陽子・成瀬洋氏「日本の海成段丘」(「日本の自然」所収昭和五十五年岩波刊)

房総半島

半島北部は下総台地、その西縁から南部に東京湾沿岸平野、下総台地東部が九十九里浜平野、台地北縁が利根川低地、北西縁が江戸川低地であり、半島南部が房総丘陵である。房総丘陵から下総台地に向って標高が低下している(文献1)。

△房総半島の尖端部は第三紀層よりなる低起伏の山地があり、傾斜地塊・地壘・地溝の集合体である▽(文献2)この低起伏山地は房総丘陵とよばれ、北部の上総丘陵と安房丘陵からなる。上総丘陵は北西に対して緩傾斜をなし養老・小櫃・小糸の三河川が流れて東京湾沿岸平野を堆積し、木更津を中心として古墳文化が形成された。南東に対しては急傾斜である。上総丘陵と安房丘陵の接する地帯が上総・安房の国境とされる。安房丘陵北部は地壘と傾動地塊であり、南部は東西性の褶曲線をもつ地層を切って侵食面が発達している(文献1)。

房総半島における古墳と国造については滝田寿陽氏の研究があり(文献3)、安房国の式内社の実地については神尾明正氏が安房国は鋸山―清澄山以南とし、式内社は南の朝夷郡(四座)、安房郡(二座)であり、祭祀遺跡も北の平群・長狭郡にはないとされている(文献4)。平城宮出土木簡に

上総朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰻六升

とあり、健田郷の地点は明確ではないが、館山南部山地帯の東麓と愛宕山地帯の南麓の千倉町付近とされ、方形周溝

墓が発見された(文献5)。

- 文献1 日本地誌八巻千葉県(一九六七年二宮書店刊)
- 文献2 地形区・岩波講座・地理篇(昭和九年刊)
- 文献3 滝田寿陽氏「五世紀における房総の一考察」(日本古代史論叢所収・昭和四十五年・同書刊行会刊)
- 文献4 神尾明正氏「古代祭祀遺跡にみられる安房国の地域性」(一九七六年・千葉大学教養学部研究報告 B-9)
- 文献5 玉口時雄氏「房総半島南部における弥生時代文化の研究」

志摩半島

紀伊山地東端に位置し、志摩国の北西部は標高二〇〇—三〇〇の山地であるが、南東部は隆起海食台地である。山から流出する小河川が海食台地を刻んで小規模の谷群となり、沈水してリアス式海岸となり、海食台地の一部は小島嶼群となっている(文献1)。志摩国設置年代は六九二年(持統紀六年三月)に、伊賀・伊勢・志摩の国造に冠位を賜っている。志摩が国として設置された年代は不明であるが、初期においては、国の範囲は広く、西は紀伊国牟婁郡におよんでいた。志摩が令制国として設置されたのは漁業、海産物の産地であったためであり、年貢御贄は伊賀・伊賀・近江三国の駅伝によって進貢された(文献2)。

伊豆半島

半島東部は箱根・天城火山地域、西部は達摩・猫子の古火山体であり、海岸線は単調で海岸平野は発達せず、狩野川流域に狭小な沖積平野がみられる。狩野川は鷲頭山塊(最高三九二m)によって駿河湾と隔てられ、一二〇〇年頃

には現流路よりも東方を流れていた。狩野川流域については多田文男氏の研究がある（文献3）。

伊豆国設置年代は六八〇年（天武九年）に駿河国の二郡を割いて国としたと「扶桑略記」にある。伊豆国は安房・常陸・佐渡・隠岐・土佐とともに遠流の地であり、中路・東海道によって都と結ばれていたが、八四〇年（承和七年）に駿河国永蔵駅家を田方郡に移し（「統紀」）、八六四年（貞観六年）には駿河郡三駅二伝として横走・永倉・柏原とあるので（「三代実録」）永蔵（倉）駅が一時期に狩野川流域の田方郡に移されたとも推定される。伝とは伝馬である。

文献1 辻村太郎氏「日本地形誌」（昭和四年・古今書院刊）

文献2 弥永貞三氏「古代志摩国とその条里」（名古屋大学・日本史論集上巻所収・昭和五十年吉川弘文館刊）

文献3 多田文男氏「自然環境の変貌」（一九六四年・東大出版会刊）

能登半島

半島北部は標高一〇〇—三〇〇mの丘陵であり、最高点は五六七mの高洲山である。丘陵には侵食平坦面が分布し、北西側は急傾斜、南東側は緩傾斜であり、海岸段丘は狭小である。

越海とよばれた日本海は北海とも称したことは八九四年（寛平二年）に能登国を『本国独出北海』と記載されている。能登国は七一八年に越前国の羽咋・能登・鳳至・珠州の四郡を割いて設置された。半島南部は宝達山（六三七m）を中心とする宝達丘陵で、沖積面は東西約二五km、幅約五kmの邑知潟地溝帯に分布している。この地溝帯のほぼ中間地点にある鹿島郡寄屋町字瀬戸に能登軍団に推定されている遺跡がある。軍団推定地は瀬戸部落に近い丘陵上に階段状に営れている。軍団の規模については「軍防令」に

凡軍団。各置鼓二面、大角二口、少角四口。通_ニ用_テ交_エ。分番教習。倉庫_謂。貯_ニ糒_者曰_レ倉也。
 搦_ニ壞_ヲ瀆_ニ修理_者。十月以後。聽_レ役_ニ兵士_。(令義解軍防令)
 蔵_ニ兵器_者曰_レ庫也。

とあり、糒塩を貯える倉と武器を収納する庫があったが、その他、軍毅・校尉・軍団の記録会計を管掌する主帳の官舎と兵士の居舎があった。国内の軍事施設としては烽と戍があった。

凡置_レ烽_皆相去_ニ卅里_。若有_ニ山崗_隔絶_、瀆_ニ遂_使安置_者。但使_レ得_ニ相照見_。不_ニ必要_限卅里_。(軍防令)

戍は辺境守備のために兵士を屯営させた場所で、七〇二年に国内要害の地に柵を建て戍を置いて守るとあり(統紀・大宝二年)、七一六年には豊後・伊予の海岸に戍を置いて往還を禁じたとある(統紀・靈龜二年五月条)。「出雲国風土記」には軍団三、烽五、戍二が記載されている。能登国のみでなく軍団、烽、戍の遺跡を調査せねばならない。

大隅・薩摩半島

大宰府の所在地筑紫平野とは九州山地によって隔絶していた大隅・薩摩半島に令制国が設置されたのは八世紀初期であった。

九州山地は臼杵八代線以南で標高一、五〇〇m級の山地が東西に連り、この外帯山地の東海岸に宮崎平野がある。日向国の設置年代は明確でない。九州山地の南縁が南九州火山地域で、火山砕層岩からなる台地が多い。大隅半島西部は標高一、二〇〇m級の高隈山地、志布志湾から半島南部は九〇〇m級の肝属山地であるがともに急峻であり、半島基部の国分平野、肝属平野は狭小であり、多くはシラス台地である。薩摩半島北部は紫尾山(一、〇六七m)を中心とする急峻な出水山地、南部は南薩山地であり、川内平野のほか平野はなく、とくに鹿児島湾には沈降・断層海岸

が顯著である（文献1）。

大隅半島の最南端佐多岬は北緯三十一度であり、三十一度―三十度に種子島、屋久島、三十度に吐噶喇諸島、二十九度―二十七度の間に奄美諸島があり、これらの諸島を南嶋と称した。南嶋の名称は六九八年（文武紀二年）が文献上の初見であり、版図の拡大と遣唐使の航路開発を目的として覓国使として文忌寸等八名を南嶋に派遣した。

六九九年 多嶽・夜久・菴美・度感人來朝。

七一四年 南嶋・菴美・信覚・球美人五十名來朝。

七一五年 南嶋・菴美・夜久・度感・信覚・球美人來朝。

七二〇年（養老四年）に南嶋人二百三十二人、七二七年（神龜四年）に南嶋人百三十二人に位階を授けた。多嶽・種子島、夜久・屋久島であるが、度感・徳之島、信覚は石垣島、球美は久米島とされている。多祢島人は六七七年（文武紀六年）に飛鳥の都に来ており、六八一年には『多祢の国、京を去ること五千余里、筑紫の南の海中にあり』と文武紀十年条に記載され、六八三年、六九五年に多嶽に使者を派遣している。

七〇〇年（文武紀四年）に薩末比賣・久賣・波豆、衣評督衣君縣・助督衣君豆自美・肝衝難波が叛乱を起し、その征討を竺志総領に命じた。衣評は薩摩半島の類娃地方、肝衝は大隅半島の肝属地方であろう。七〇二年薩摩・多嶽は『隔化逆命』、叛乱して征討されたが、唱更国司の言上によって要害の地に柵を建てて守備させた。「唱更」なる国名は他に用語例になく、薩摩とされているが薩摩国の設置年代は不明である。

七〇九年（和銅二年）に薩摩隼人郡司以下百八十八名が入朝し、七一〇年に日向の隼人曾名綱麻呂が荒俗を教諭し聖化に馴服させたとの理由で外従五位下を授けられ、逐次大隅・薩摩半島を服属させて七一三年（和銅六年）に日向

表4

島名	面積 (km ²)
佐渡(国)	八五七
奄美大島	七〇九
淡路(国)	五九三
屋久島	五〇三
種子島	四四六
対馬下 (国)	四三五
対馬上	二四七
徳之島	二四八
隠岐島後(国)	二四三
壹岐島	一三四

国肝坏・噌於・大隅・始權四郡をもって大隅国とした。

南嶋の多嶽は「国」、または国に准ずるものとして扱われていた。

七二二年(養老六年四月十六日)に大隅・薩摩・多嶽・壹岐・対馬等の司に關員があれば大宰府の官人を權に補任させた。七四二年(天平十四年八月二十九日)に大隅・薩摩・壹岐・対馬・多嶽等国の官人とある。七四五年(天平十七年十月五日)諸国の出挙正税を論定した時に多嶽・対馬の両嶋は除くとある。七六五年(天平神護元年二月四日)和泉・山背・石見・美作・紀伊・讚岐・淡路・壹岐・多嶽等の国。飢ゆとある。七七一年(宝龜二年十二月二十二日)日向・大隅・薩摩・壹岐・多嶽等の博士、医師とある。八二四年(天長元年)に大宰府は多嶽島からの貢調は年に鹿皮百余頭のみで、名があつて実がなく、その課及は一郷にも足りないといふ奏上し(類聚三代格)、以後多嶽を郡として大隅国に所屬させた。

文献1 辻村太郎氏「日本地形誌」(昭和四年古今書院刊)

畿内・七道制制定の時期を、六四六年(大化二年)、とするか、六八五年(天武紀十四年)とするかは問題である。前者は「改新詔」に畿内の地域を定めているので、これに伴つて「道」制も制定されたと推定するのであるが、文献的には立証でき

ない。後者は天武紀十四年九月条に、東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫六道の名称が記載されていることに基いている。北陸道の名称の初見は七〇三年（大宝三年正月二十四日・統紀）である。

本州島（二二七、四一四[㎞]）は畿内・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海（紀伊国一國）とし、九州島（三六、五五四[㎞]）は西海道、四国島（一八、二五六[㎞]）は南海道とした。中国山脈によって陰・陽二道が分けられているのに対して、奥羽山脈によって道は二つに分けられず東山道であった。行政地域としての東山道の北限は九世紀において盛岡・秋田付近であった。

北上川流域に鎮守府・胆沢城が構築されたのは八〇二年（延暦二十一年）で八一三年（弘仁四年）に徳丹城が、その頃中路東山道の終着駅として盤基駅（岩手県和賀郡釣子村大字新平に比定されている）が設置された。日本海側では七三三年（天平五年）秋田平野に出羽柵が遷置されたが、秋田城の名称は七八〇年宝亀十一年以後にみられる。七五九年（天平宝字三年）に新庄盆地から横手盆地が結ばれ、横手盆地北部に雄勝城が構築された。

国の制定に関する記載は「成務紀」にあるが書紀編纂過程において記入されたものであろう。六八三年（天武紀十二年）から約二年間にわたり、伊勢王・羽田公・多臣・中臣連等を長とし、判官・録史・工匠フシヒを従として諸国の境界を劃定させた。翌年、畿内に都の立地を選定する時には陰陽師が加っている。陰陽寮には陰陽師が所属し「占筮相地」をその職掌とした。諸国の境界劃定に際しても、なにかの陰陽思想の影響があったと考えられる。八世紀初頭に設置され、その年代が「統紀」に記載されている国以外は、六八三年頃には設置されたのであろう。

改新詔が果して改新時の原詔であるのか、または「書紀」編纂過程において加えられたものかの決定はできないが、畿内の四至は東・南・西・北の順序であげているのは百濟の五方の制に拠ったものである。百濟の五方は陰陽五

行思想であり、「洪範五行伝」、「淮南子時則訓」には中央を中心として東・南・西・北の順序で方位を示し（文献1）、
 「漢書」郊祀志、天文志も亦東・南・西・北の順序である。「周書」・百濟伝、「北史」・百濟伝に五方を中央・東方・
 南方・西方・北方としている。百濟は国都を五郡に分け、地方を五方とし上部・前部・中部・下喪・後部とした。こ
 れに対し高句麗は五郡を内部・北部・東部・南部・西部とし、百濟と方位の順序が異っている（文献2）。日本の令
 制国の国の名称が前・中・後、または上・下にわたしたのは五方制によったものである。

次に問題とするのは、畿内・七道という八地域に国土を分けた根拠はなんだろうかである。六道の名称は六八五
 年に初見し、「七道」なる語句は七〇一年（大宝元年六月八日条）が初見であるが、畿内も亦一つの道であったこと
 は七四四年（天平十六年九月二十二日条）に『八道巡察使』、七五八年（天平宝字二年一月五日条）に『使ヲ八道ニ
 別ケ』とあることによって知られる。国土を八地域にわたしたのは地形にも関係するだろうが、その根拠は五行思想で
 あった。

「管子」五行に

天道以九制、地理以八制、人道以六制

とある。「管子」は春秋・斉の管仲の著とされ、現存するものは二十四卷八十六篇であるが、その思想は戦国後期の
 ものとされている。「易経」には天の果つる所を九垓、地の果つる所を八垓としている。管子の土地に対する八の観
 念は「淮南子」にもある。

土地に対する八の觀念は「萬葉集」に天皇の枕詞として「八隅知之」が用いられている以外次のものがある。

在於日本照臨八方聖明皇帝（統紀・天平宝字三年一月）日月星辰八方諸神（東文忌寸猷横刀時咒）

四方四角より疎び来む天つまがつひとい神（御門祭祝詞）

また畿内・七道（八道制）の制定に關係のある天武天皇は六八三年（天武十二年一月十八日）に詔して「明神御大八洲倭根子天皇」と称している。六八六年（朱鳥元年九月九日）に天皇は没したが、檜隈大内陵（天武・持統合葬陵・奈良縣高市郡明日香村大字野口）が従来 of 古墳と異って八角方墳である（文献3）。

文献1 小林信明氏「中国上代陰陽五行思想の研究」（昭和二十六年講談社刊）

文献2 池内宏氏「高句麗の五族及び五郡」（昭和二十六年・祖国社刊「滿鮮史研究」所収）

文献3 網干善教氏「八角方墳とその意義」、秋山日出雄氏「檜隈大内陵の石室構造」（檀原考古学研究所論集・第五所収・昭和五十四年吉川弘文館刊）

丹後国設置と同年に美作国が設置されたことよって山陰山陽道ともに八国となった。また東山道も初期は八国、七十二年―七十七年の間は十一国、七十七年以後は八国となっている。

七一年以前 近江・美濃・飛驒・信濃・上野・武蔵・下野・陸奥

七十二年―七十七年 近江・美濃・飛驒・信濃・諏方・上野・武蔵・上野・石背・陸奥・出羽

七十二年以降 近江・美濃・飛驒・信濃・上野・下野・陸奥・出羽

大隅国設置以前は西海道も八国であった。半島に丹後国を、盆地に美作国を設置したのは土地に対する八の觀念によつたものではなからうか。安房国設置によつて関東地方は八国となった。「日本書紀」大化二年三月二日条に「東方八道」とあり、道に国の意味があることは「統紀」宝龜八年八月十九日条の「大伴宿祢古慈悲の伝に『飛鳥朝常道頭』とあり、常道は常陸国とされている。蝦夷地に対する兵站基地として坂東八国なる地域を設定したのではないだろうか。七十二年（神龜元年四月十四条・統紀）に初めて『坂東九国軍三万人』とある。国史大系本は九は八の誤り

としているが、「魚魯愚別録」の「次任内舎人外国」の項には信濃国を加えて坂東九国としている。「魚魯愚別録」は「北山抄」・「西宮記」・「中山抄」から除国の儀式を抄出類別したもので正平年間に洞院公賢が編したものである。坂東十国なる語句が「続日本後紀」・嘉禪元年（八四四年）十一月条に下野国薬師寺を記し、『坂東十国得度者咸萃之於地』とあり、また「類聚三代格」卷三所収の同年太政官符にも坂東十国とあるが、その国名は不明である。坂東八国の用語は七五九年（天平宝字三年九月二十七日、十一月九日条）、七六九年（神護景雲三年二月十七日条）、七七四年（宝龜五年八月二日条）、七八三年（延暦二年四月十五日、六月六日条）にある。なお、坂東とは「公式令集解」に「駿河與相模界坂也、釋云、須流河與桑花界也」とあり、桑花は酒匂川流域の曾我付近であろう。